

精華町教育委員会議事録

令和5年（第2回）

- 1 開 会 令和5年2月28日(火) 午後2時30分
閉 会 令和5年2月28日(火) 午後5時30分
- 2 場 所 精華町役場 301会議室
- 3 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者 新司委員
井上委員 高岡委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席事務局職員
浦本教育部長 杉本総括指導主事
俵谷学校教育課長
糸山学校教育課担当課長(施設担当)
川畑学校教育課担当課長(学校給食担当)
田原生涯学習課長 平井学校教育課主幹
- 6 傍聴者 0名

7 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第2回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和5年第1回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

- ・全員承認

(3) 教育長報告事項

2月2日、相楽地方教育委員会連絡協議会教育長・教育長職務代理者の合同会議が木津川市立中央図書館であり、私と松下委員が出席した。来年度の

役員体制や事業計画などを話し合いの上、決定した。

2月7日、精華町いじめ防止対策推進委員会を対面とオンラインの併用で開催した。この間のいじめ事象を報告して意見交換し、ご指導などをいただいた。

2月10日、町内在住の元校長と現職で町内にお住まいの校長が対象の退職校長会の総会が3年ぶりに開催された。

2月15日、特別支援学校と特別支援学級の卒業生を送る会が3年ぶりにオンラインで開催された。近年、対象人数が増えており、従来は、相楽郡として、アスピアやましろ等で一か所開催をしていたが、本年度からは、それぞれの市、町、東部広域連合で行うことにして、東部広域連合は対面で実施したと聞いているが、木津川市と精華町はオンラインでの実施となった。オンラインでの実施は初めてだったので、少し画像が止まるなどのトラブルもあったが、新しい試みとして成功したと思う。

2月27日、岐阜県の下呂中学校とのオンライン研修があり、町内の3中学校の校長、教務主任などが参加した。下呂中学校は働き方改革で4時半下校の取組を実施されており、それらを中心に先進事例として学ばせてもらった。

(4) 議決事項

議案第1号 令和5年度小・中学校長及び教頭に係る人事異動の内申について

教育部長 【提案説明】

公立小・中学校の管理職の人事に関する内容であり、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができると、会議に諮られ「異議なし」としてこの議案については非公開となった。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第2号 令和4年度精華町議会定例会3月会議提出議案に係る意見聴取について(令和4年度精華町一般会計補正予算(第11号))

教育部長 【提案説明】

教育委員会に関連する部分として、2億3,301万2,000円の増額補正となっている。

まず、歳出について、小学校管理運営事業として1億2,018万6,000円の増額を行うものである。また、同じく中学校管理運営事業として1億185万6,000円の増額を行う。

2つの事業の概要として、まず、小学校管理運営事業は当初令和5年度での実施を予定していた山田荘小学校と東光小学校のトイレの便器の洋式化、床のドライ化などの改修工事について、国において交付金が追加で予算化されたため令和4年度に前倒しして交付金を獲得し、事業自体は令和5年度に繰り越して実施するものである。また、中学校管理運営事業についても同じ理由から精華南中学校のトイレ改修工事を前倒しで実施するものである。

次に、体育施設等運営事業として300万円の増額を行う。

事業の概要としては、燃料価格の高騰による電気料金単価の上昇や使用電力量の増加によって、むくのきセンターの光熱水費の不足が見込まれることから、指定管理者に支払う所要の指定管理料を追加計上するものである。

次に、事務局費職員給与費として797万円の増額を行うものだが、こちらについては、教育委員会事務局の職員給与の支払いに関する町長部局の執行予算であり、教育委員会の所管外であるため詳細は省く。

次に、歳入について、1点目、小学校費補助金の学校施設環境改善交付金として2,197万7,000円、また、中学校費補助金の同交付金として1,859万7,000円を追加計上している。

また、2点目、学校建設基金繰入金として16万8,000円を追加計上している。

そして、3点目、小学校債、小学校管理運営事業として9,810万円、また、中学校債、中学校管理運営事業として8,320万円を追加している。

これら3つの合計が小学校管理運営事業の増額補正の額1億2,018万6,000円及び中学校管理運営事業の増額補正の額1億185万6,000円となっている。

なお、体育施設等運営事業の追加計上額300万円については、全額一般財源からの支出となる。

また、小学校及び中学校のトイレ改修工事を令和5年度で予算執行できるように、事業予算の増額分全額を繰越明許費として追加計上する。

次に、債務負担行為の補正を行う精華町立体育館・コミュニティセンター及び町立体育施設指定管理業務については、先日、次期指定管理者として精華町スポーツ協会、三幸グループを決定したところだが、指定管理の期間が5年間となっているため、令和4年度から令和9年度までの債務負担行為を設定しており、先ほど体育施設等運営事業として電気料金の高騰に対応するため、今年度の光熱水費を300万円追加計上することをご説明したが、あわせて、令和5年度においても、当初に想定していた光熱水費が不足する見込みであることから、200万円を令和5年度に追加で債務負担の設定をするものである。

次に、地方債補正で、小学校管理運営事業及び中学校管理運営事業だが、先ほどご説明した小学校債9,810万円、中学校債8,320万円を新たに計上した。

川村教育長 むくのきセンター指定管理料の追加計上額300万円はどのように事務局で算定したのか。

生涯学習課長 令和4年度分として300万円増、令和5年度分として200万円増ということになっているが、この差は、令和5年度の当初予算が4,700万円で組んでいるのに対して、令和4年度は、当初予算が4,600万円、もともと100万円少ないことが理由である。4年度、5年度ともに4,900万円と見込んでいるので、4年度については300万円の増加、5年度については差額が200万円の増加となっている。ともに年間で4,900万円を支払う予定として計上

している。6年度以降は状況に応じての対応となる。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第3号 令和4年度精華町議会定例会3月会議提出議案に係る意見聴取
について(令和5年度精華町一般会計予算)

教育部長 【提案説明】

令和5年度当初予算における教育費の歳出総額は15億1,538万7,000円である。前年度が18億7,648万5,000円であったことから、3億6,109万8,000円、約19.2%の減額となっている。町全体の予算額が152億6,000万円であることから、全体に占める教育費の割合は約10%であり、前年度が約13%であったことから3%程度の減少となっている。

令和5年度予算の教育費に関する内容について、第2回総合教育会議において委員の皆さんからいただいた意見に関するものを中心に説明させていただく。

教職員の働き方改革、負担軽減の観点から、教職員の事務支援、新型コロナ対策としての消毒、清掃など、校内での様々な作業に従事いただくスクールサポートスタッフについて、府費で措置されている部分に町で追加するという形で実施をしていたが、これまで財源としていた国の新型コロナ対策関連交付金が令和4年度で終了となり、また、令和4年度、スクールサポートスタッフの人材確保が難しく、現時点で活用できていないという状況もあり、令和5年度は残念ながら一定額の予算確保にとどまっている。

また、部活動指導員についても、令和4年度、人材不足により予算の執行が低調であることから、今年度の執行状況を踏まえて減額した予算となっている。

一方、ICT支援員については、現在2名で動いていただいているところ、増額要望して、昨年度から約48%の大幅な増という形で予算を確保できている。

学校給食費の小学校の給食費補助については、これまで小学校給食を1食当たり約236円で実施してきたが、この間の食材料費の高騰により、令和4年度2学期からは1食当たり260円に、また、新年度からは1食当たり270円に増額することで、児童の成長に必要な栄養価の質と量を確保することとしている。このような状況の中で、保護者負担については、これまで1か月3,800円としていたが、これを値上げせず、差額を給食費補助として公費で補填する。これまでの給食費補助が1か月100円だったが、新年度からは685円、食材料費の高騰分について公費で負担をするという形で、保護者負担は3,800円で据え置くということである。

また、新たに開始する中学校給食では、1食当たり320円での実施を想定しているが、そのうちの20円を補助することとしており、その場合、給食費補助額としては1か月360円を補助する予定ということで、極めて大幅な予算増となっている。

小・中学校の施設の老朽化に伴う更新や改修に係る工事請負費については、先ほどの第2号議案、令和4年度補正予算（第11号）でご説明した小・中学校のトイレ改修工事、令和4年度からの繰越事業として実施するため当初予算としては計上されていないが、数多くの課題の中から優先順位をつけて実施していくということで、一定の予算の確保をしている。

また、社会体育施設に関する内容として、むくのきセンターその他町内体育施設の修繕費400万円を確保しており、昨年度の200万円から倍増となっている。むくのきセンターその他町内体育施設については4月から第3期目となる5年間の指定管理期間がスタートすることから、施設の再点検を行いながら修繕に取り組んでいく。

次に、文化財の保護に関して、令和7年度での策定を予定している精華町文化財保存活用地域計画の策定に向けた地域

計画策定協議会の運営を令和5年度から行うため、コンサル業務の委託料を計上している。

最後に、防災食育センターについて、いよいよ今年5月にセンターが竣工する予定であり、建物の引渡し後、調理配送等業務の受託業者もセンターに入って、2学期からの中学校給食開始に向けた準備が本格化していくが、センターの工事費は最終年度の精算分、その他備品類の購入費、施設の管理運営経費を計上しており、さらに、調理配送等業務の委託料については複数年事業として予算が確保されている。

学校教育課長 学校教育課の所管分としての歳出予算は、全体で約10億7,600万円で、前年度との比較では約3億9,300万円の大幅な減少となっている。主な減少要因としては、今年5月に完成予定となっている防災食育センターの建設事業及び関連事業の事業完了に伴う減少と、URの立替え施行により建設していた東光小学校の用地費の償還が令和4年度で完了することに伴い大きく減少している。一方で、増加要因として、この防災食育センターの管理運営経費を新たに計上しているため、トータルでは3億9,300万円の減少という状況になっている。

各事業の特徴的な内容について説明をさせていただく。

まず、教育委員会運営費について、教育委員の報酬を今回一人年額24万円として増額計上している。

次に、事務局一般事務経費について、先ほど教育部長からも説明があったとおり、現在2名で対応しているICT支援員の業務委託費を増額計上し、支援体制の強化を図っていきたいと考えている。

次に、学級支援員配置事業について、こちらは支援員、介助員、それぞれ8名分の予算を確保しており、京都府の費用で配置いただく分と併せて、各学校の実情に応じて必要な支援を図っていく。

次に、奨学金給付事業について、令和4年度分から新規募集の停止と条例廃止をし、現在は経過措置を残すのみで、令

和5年度に3年生への給付が終わって事業の完全廃止になるという状況である。

次に、小学校管理運営事業について、学校トイレの洋式化関係の事業費を計上しているが、今年度で、精北小学校が完了し、山田荘小学校は第2期分の工事が完了、来年度は第3期分を実施する。また、東光小学校の第1期分の実施に係る費用については、先ほど説明させていただいたとおり、前年度に引き続き、前倒しで国の交付金の採択を受けていることから、補正予算で措置されるということで、令和5年度の当初予算として、東光小学校については第2期分の設計費用の590万円の計上のみとなっている。これ以外の費用としては、東光小学校のプールサイドの滑り防止シートを設置する工事と、精華台小学校の高圧引込みケーブルの工事、そして山田荘小学校の遊具撤去などの工事費用に加えて、施設の環境維持や、教員の負担軽減を図るために、プール開始前の清掃やトイレの特別清掃などに係る費用も計上している。

次に、GIGAスクール構想振興関係について、卒業生が使用していたタブレット端末を新入生に貸与するという形で、順次回していくという処理が必要になるが、その際の初期化等の年度処理の作業について業者委託でやっていくということで、必要な経費を計上している。

また、これまで特色ある学校づくり事業として事業化していたものを、令和5年度からは一般事業化して、新たに地域体験発見プロジェクトという形で事業起こしをし、キャリア教育、地域学習を中心とした内容で事業展開を図っていく。

続いて、中学校費の学校トイレの洋式化の関係について、来年度から精華南中学校の大規模工事を実施するというところで、こちらも先ほどの第2号議案で説明した分を除くと、令和5年度の当初予算としては、精華南中学校の第2期分の設計費用580万円のみの計上となっている。

そして、中学校の教育振興関係について、小学校と同様の内容で新たな経費の予算も計上しているが、それに加えて部

活動の地域移行に向けての試行に係る費用も計上している。

次に、幼稚園費の関係について、私立の幼稚園運営助成だが、この間の児童数の減少で助成額が目減りしている一方で、エネルギー関連経費の高騰など施設の運営に係る費用が増大しているという状況を鑑みて、均等割の部分について助成金を増額計上している。

最後に、給食関係について、現在、中学校給食の開始に合わせて、計画的に小学校給食用食器の更新を行っており、中学校給食で使うものと同じPEN樹脂食器に交換するという事で、来年度は残り3校分の更新を行う費用を計上している。また、防災食育センターの関係だが、建築工事の最終年度で約1億900万円を計上し、最終の精算を行うとともに、センター及び各中学校の配膳室に設置する備品類の購入経費として約4,500万円、施設の管理運営経費として約7,300万円を概算で計上している。実績がない中で仮に予算を組んでいるものであるため、年度途中にその執行状況を見る中で、必要に応じて補正を行っていきたいと考えている。

以上が令和5年度の学校教育課予算の主な内容となる。

生涯学習課長

生涯学習課の令和5年度の予算額は合計で1億9,061万1,000円となり、これは令和4年度の当初予算が1億8,142万8,000円だったので、比較すると918万円の増額ということで、5.1%増となっている。この3年余り、コロナの関係で事業を中断していたもの、規模縮小していたものもあったので、令和5年度はぜひ復元していきながら、事業を進めていきたいと考えている。

まず、生涯学習支援事業や、青少年健全育成事業などコロナで縮小実施していたものもあるので、復元していききたい。

そして、二十歳のつどいについて、これまで成人式として開催していたが、令和4年4月から民法で定める成年年齢が18歳に引き下げられたため、本町では対象年齢を二十歳のままで式典の名称を変更し、二十歳のつどいとして開催したところ、大きな混乱は生じなかった。令和5年度についても

二十歳のつどいとして準備を進めていきたいと考えている。

次に、精華まなび体験教室について、京都府の京のまなび教室に連携し、子どもたちの放課後の居場所づくりとして、地域での体験活動や学習活動を支援する取組だが、コロナ禍で3年間事業を中断している状況であった。本町だけでなく、府内の各市町とも情報交換をする中で、ボランティアスタッフの体制づくりや、感染防止対策などの課題も生じているが、令和5年度で徐々に事業を復元していきたいと考えている。

次に、子ども祭りについて、コロナ禍にあって規模縮小開催となっていたが、せいか祭り共々令和4年度はかなり規模を戻しての開催となった。令和5年度も子どもたちの学び、体験をテーマにして、けいはんなプラザを会場に、せいか祭りとの同日開催を予定している。

図書館運営費については、主に図書館に勤務している者の人件費や、システム関係の経費を計上している。

移動図書館運行事業については、令和4年4月から車両を入れ替えて新しい移動図書館車を運行している。事業はおおむね好評だが、新車導入に伴って巡回ルートの見直しを行い、保育所や高齢者施設を訪問するなど、図書館の新たな利用促進にもつなげているところである。

文化財保護事業について、町文化財保存活用地域計画作成事業の委託料として、81万4,000円を計上しているが、平成30年に文化財保護法が改正されて各自治体における歴史文化を生かした文化財の総合的、一体的な保存と活用に関して、自治体が目指す目標や取組の具体的な内容を記載した地域計画を作成することが制度化された。本町においても国の補助制度を活用して、令和7年度での作成完了をめどに、令和5年度には地域計画の作成協議会を設置し、具体的な取組内容について検討を行う予定である。

また、体育関係だが、保健体育施設費の体育施設等の運営事業として、むくのきセンターなどの町内体育施設の指定管理料4,900万円を計上している。令和5年度から第3期

の指定管理期間となり、精華町スポーツ協会と三幸株式会社のグループが指定管理者として施設を管理運営する。第3期のスタートを契機に、施設の改修費用も増額計上しているので、設備改善を含めた利用者のサービス向上に努めていきたいと考えている。

以上が生涯学習課が所管する令和5年度の主な歳出予算の内容である。

松 下 委 員 小学校教育振興関係経費の中に、精北小学校の大正琴の講師謝礼が入っている。東光小学校でもブラスバンドに一生懸命取り組んでいるが、同様に講師謝礼などが計上されていないのだろうか。もしあればこの項目に当たると思うのだが。

また、農業体験の経費が計上されているが、これは、8小・中学校のうち、何校が実施し、どの程度の経費を使っているのか。

学校教育課長 まず、東光小学校のブラスバンド関係だが、令和3年度までは、ほとんど学校の先生の指導のみでやってきたが、令和4年度からは、各講師への謝礼という形ではなく、業者から指導者を派遣してもらう形で、委託料として予算措置されている。

また、農業体験の関係については、もともとは特色ある学校づくり事業という形で事業化していたが、長年継続してやってきている事業でもあり、今となつては、改めて「特色ある学校づくり」と言える状況かどうかということと、もともと存在した補助金の財源が無くなっていることなどから、一般事業化して、教育振興事業の中に含めてしまつていだろうと判断した。そのため、これまでは単独事業として経費がはっきり見えていたが、令和5年度からはその分だけでは見えない状況になっている。学校によって規模が違うので、すぐにお示しできる資料を持ち合わせていないが、学校によって学年などに幅があり、基本的に田植などの農業体験を中心に実施されているということで、小学校については全ての学

校で農業体験はされている状況である。

松 下 委 員 次 に、中 学 校 教 育 振 興 関 係 経 費 の 中 で、部 活 動 指 導 員 報 酬 と 部 活 動 等 講 師 派 遣 費 用 と い う 記 載 が あ る が、こ の 二 つ は ど う 違 う の か。

学 校 教 育 課 長 混 同 さ れ る よ う な 表 記 に な っ て お り 申 し 訳 な い が、部 活 動 指 導 員 の 報 酬 は、継 続 的 に 各 中 学 校 の ク ラ ブ 活 動 の 指 導 員 と し て 指 導 に 当 た っ て い た だ い て い る 方 の 報 酬 で、こ れ ま で と 同 様 の も の で あ る。

部 活 動 等 講 師 派 遣 費 用 は、先 ほ ど 申 し 上 げ た よ う に、外 部 移 行 に 向 け て の 試 行 に 当 た っ て 指 導 者、講 師 を 派 遣 す る た め の 費 用 と し て 記 載 し て い る。

松 下 委 員 そ の 指 導 者、講 師 と な る 人 材 に 目 星 は つ い て い る の か。

学 校 教 育 課 長 ま だ、ど ん な や り 方 で 試 行 す る か も 全 く 決 ま っ て お ら ず、そ の よ う な 状 況 に は な い。あ く ま で 予 算 計 上 に 当 た っ て の 想 定 と な る が、学 校 別 に 競 技 内 容 を 決 め、そ れ に 対 し て 専 門 の 指 導 員 を 派 遣 し て 指 導 を 受 け て も ら う と い う よ う な イ メ ー ジ の 下 で、一 定 の 講 師 謝 礼 分 と し て 費 用 を 計 上 し て い る。

松 下 委 員 何 人 ぐ ら い を 見 込 ん で い る の か。学 校 の 規 模 に よ っ て 違 う と は 思 う が。

学 校 教 育 課 長 あ く ま で 予 算 要 求 上 の 話 と な る が、部 活 動 指 導 員 の 講 師 が 時 間 単 価 2, 0 0 0 円 と い う 形 で さ れ て い る の で、そ の 単 価 を 用 い て、1 回 当 た り 3 時 間 を 1 0 回、3 中 学 校 そ れ ぞ れ 2 名 づ つ と い う よ う な 計 算 で 予 算 計 上 し て い る。

新 司 委 員 地 域 体 験 発 見 プ ロ ジ ェ ク ト に つ い て、具 体 的 に ど う い う よ う な 活 動 で、子 ども た ち に ど う い う 経 験 を さ せ る の か を 教 え て ほ し い。

総 括 指 導 主 事 本 事 業 に つ い て は、今 ま で 特 色 あ る 学 校 づ く り の 中 に あ っ た も の を、農 業 体 験 と そ れ 以 外 に 分 け て 事 業 化 し て い る も の。小 学 校 に つ い て は、各 校、農 業 体 験 以 外 の 取 組 に な る が、中 学 校 に つ い て は、総 合 的 な 学 習 の 時 間 で 取 り 組 め る よ う な、例 え ば 令 和 4 年 度 で あ れ ば、精 華 南 中 学 校 が 役 場 に 対 し て 町 の 課 題 を 見 つ け て 提 言 す る と い う 取 組 を し た が、そ う い っ た

課題解決型の学習を小学校、中学校の両方で実施していきたいということで計上している。具体的な中身についてはまだ手探りな部分も多く、今後、本当に一から組み立てていくという状況である。

川村教育長 　少し補足すると、中学校での総合的な学習の時間が、いろいろな教育の要素が混じり、少し体系性のない、継ぎはぎのようなカリキュラムになっているきらいがある。そこで、もう少し子どもたちの考える力や発表する力を高めていくためには、体系性のある総合的な学習の時間の取組が必要だろうということで、今までメインになっていた職場体験などがコロナで思うように実施できない状況があったので、この機会にそれも取り込みつつ、また、いろいろな主権者としての教育についても、中学生を卒業して3年もすると成人になり、選挙権を得るので、中学生の段階から主権者としての意識を高めることも必要ではないかという意味で、教育委員会事務局としてはその辺りを踏まえて今後各学校長以下で内容を詰めていってもらおうと考えている。

新司委員 　学校教職員・児童生徒健康診断実施事業の教職員ストレスチェック業務委託という項目があるが、精神疾患、心の病気になる先生が非常に増えて、過去最高を記録したという文部科学省の報告もあり、先生たちのメンタルヘルスケアにしっかり取り組まないと、子どもたちにかなり影響があるのではないかと思う。業務委託によるストレスチェック等だけではなく、日常的に相談ができる場所や、他の予算要求項目にも関わってくると思うが、人員が減っている中で先生が過重労働を強いられないよう、適正な職員の配置を行うということも関連してくるのではないかと思う。勤務時間や働き方改革にも関連してくる内容になり、やはり先生が心も体も健康で、子どもたちに毎日笑顔で教育を受けさせることは非常に大事なことなので、先生の心の病気対策や、ケアする環境をしっかりとつくってほしい。

松下委員 　教職員のメンタルヘルスについては、この間ずっと状況を

見てきて、前回も少し発言したが、校内人事の在り方にも問題があると思う。他校からの異動職員や新採職員、または講師の先生を、前年度に非常に荒れたクラスや学年の担当をさせる。そこで心を病んで、結局最後は辞めてしまったり、退職せざるを得ない状況に持っていかれたりという問題が何件かあったので、校内の分掌や人事、そういったこともしっかり押さえていく必要があると思う。経験上、どんなに指導力量がある先生でも、新しい所へ行った直後には持てる力のすべてを出すことは絶対できない。そのため、新司委員がおっしゃった件に加えて、そういった人事の問題も絡んできていると私は思っている。

教育部長 新司委員ご発言の件について、教育委員会でも、働き方改革の関係で学校現場の実態を可能な限り報告させていただいており、また、安全衛生委員会を設置して産業医も現状の先生方の働き方、長時間労働の部分については非常に危機感を持っておられ、これまでは健康診断の結果チェックなどを中心にやっていたが、令和3年度からストレスチェックの委託を始めたり、学校訪問の回数を増やして、長時間労働が常態化している先生方に直接面談をしてという形をとっている。なかなか校内で込み入った相談をするのは難しいという場合は、訪問時には顔合わせだけをして、産業医個人の連絡先をその先生に渡して、都合の良い時間に産業医に直接電話で相談できるような形のホットラインを設定いただいている。産業医の負担はかなり大きくなるので、産業医自身の働き方改革も考えなければならない形にはなるが、現場に入り込んで対応いただいている。心と体、両面での健康保持は非常に重要で、働き方改革としてできることは何かという部分では、早く帰っていただけるように、学校にかかってくる電話を音声ガイダンスに切り替える時間を来年度から更に前倒しすることを進めるなど、少しずつではあるが、学校現場の実態に応じた形で、メンタルの不調を来すような先生方が少しでも減る

ような方法はないか、また、山城教育局管内の教育部長会議などの場を活用して、他の市町の取組の状況や、長時間労働の状況、年次休暇の取得の状況などのデータも教えてもらいながら、できることを積み重ねて、少しでも状況が改善できるよう取り組んでいきたいと考えている。

高岡委員 GIGAスクール構想振興関係に関して、事業内容の中で、小学校には令和5年度新規として記載されている端末の初期化が中学校にはない理由は何か。

学校教育課長 まず、中学校の端末については、できるだけ年度当初に使ってもらえるよう3年生が卒業した後、令和4年度中から初期化作業に当たる。これまでから同作業は事務局職員が行っているが、調整がつけば、端末の初期化に当たってのデータ削除などについては、卒業する生徒たちに作業に加わってもらうことも考えている。一方、小学校については、児童に作業に加わってもらうのは難しく、また、1年生が入学後すぐにタブレットを使って急ぎ何かをしなければならないという状況が発生することは少し考えにくいので、新年度に入ってから業者委託により行うものである。

松下委員 二十歳のつどいの関係だが、事業目的に、二十歳は慣習的に大人の仲間入りをする区切りである、と記載されているが、では、18歳は一体何なのか、大人とは一体何なのか、となるのではないか。その点について説明してもらえるか。

生涯学習課長 成人になった18歳を対象とする式典として実施されたのが全国でも2、3自治体程度だったと聞いているが、二十歳を対象とする式典として実施された自治体が圧倒的多数だったことから考えても、まだ日本の社会が整理をしきれていない状況と思われるので、精華町としても、予算の附属資料や、華創に表記する際に、どのような形にするべきかを悩んだところだが、もう少し社会情勢などを見極めた中で判断したいと考えている。

松下委員 我々がどう認識するかという問題だと思う。確かにお酒やたばこなどは二十歳が基準になっているが、それ以外の、

例えばお金の借入などは18歳で可能になり、結婚や選挙権など、多くのことが法改正で18歳になっているので、今までどおりで良いのかは非常に疑問である。人生の大切な二十歳の節目と表現するなら、反対に、成人18歳とは何なのかとなる。国や京都府として公になっている表記等があるのであれば仕方ないと思うが。他自治体等の情報を収集して、少し検討してもらったらと思う。

川村教育長　この問題は、今年の二十歳のつどいを実施するときにもいろいろ議論したのだが、整理が非常に難しく、18歳で成人という法律の形になったので、そのタイミングで成人式を実施するのが本来は望ましいと思うが、18歳はまだ高校3年生で、ちょうど受験直前、あるいは就職ということもあり、そこで式典をすることは不可能に近いということで、全国的にもほとんどが二十歳対象のままだった。これまでの社会通念と経過の中で二十歳のつどいとして実施することにはなったが、では二十歳とは一体何なのかということについては、まだ十分整理ができていない。表現する言葉が見つからない状態にあり、さらに研究をしなければならないと思っている。

松下委員　聞くところによると、例えば過疎地などでは5月のゴールデンウイークの辺りに、卒業してからみんな帰ってくるから、そのタイミングで実施するといった動きもあるようで、今後、各地でいろいろな試みがされて変わっていくのだと思うが、私が疑問に思ったのはそういった対象者や実施時期のことではなくて、町として「節目」や「大人の仲間入り」といった文言を使用するうえで必要な整理があるのではということで、その点、議論してもらえたらと思う。

次に、町内遺跡発掘調査事業に周知の埋蔵文化財包蔵地における調査とあるが、ここでいう遺跡とは何を指しているのかを聞きたい。

生涯学習課長　これは、予算上、毎年950万円程度を計上しているのだが、開発行為に伴う発掘調査を教育委員会に委託された場合

に、そこから補正予算を組んでいるとスケジュール的に間に合わないので、仮に予算を確保しているものである。財源は開発者の負担でまかなわれる。埋蔵文化財包蔵地内において住宅地の開発などがあるときには開発者の負担で年間通じて調査が何件か行われているが、それらは町の公費を使っているのではなく開発者の負担によって行われて、その後工事が進むという流れになっている。

松 下 委 員 員 最後は給食関係で、いよいよ防災食育センターの稼働となるが、大規模災害が精華町全域で起こったときには、当然中学校給食は実施できる状況ではないので、全地域に炊き出しを配食することになると思うのだが、仮に、全地域ではなく一部地域のみで災害が起こったときはどうなるのだろうか。精華町は広いし、3中学校があつて、特に精華南中学校の校区は、想定される災害の種類が山田川という河川がある関係で他2校とは少し違うような気がしており、開いている中学校もあれば、災害で開けない中学校もあるという、混在した状況が発生することもあり得るのではないか。そうなったときに、中学校給食と防災食育センターの機能をどのように運営されていくのか。今の時点での考えを聞きたい。

教 育 部 長 おっしゃるとおり、全域、局地的、いろいろな災害の状況が起こり得ると思う。防災の計画上では、防災食育センターは中核的な拠点という位置づけではあるが、あわせて各小学校の給食室も災害の対応を行うという位置づけをしているので、局地的な対応で、例えば北部の精北小学校区だけが被災したという場合であれば、防災食育センターは通常どおり運営しつつ、精北小学校の給食室を炊き出しの拠点にするなど、災害の規模や位置、地域的な状況を勘案しながら柔軟に対応することになっている。

新 司 委 員 員 事務局一般事務経費の事業内容にスクールヘルパーのボランティア保険料について記載があるが、おおよそ年間どれぐらいの額でセットされているのか。

学校教育課長 令和3年度の実績では保険料として14万4,300万円の支出がある。なお、この時点の登録者数は481人であり、現在は登録者数が500人以上おられるので、もう少し金額は増えることになる。

新 司 委 員 同じ事業で、楽器寄附ふるさと納税利用手数料とあるが、これまでの実績は。

学校教育課長 令和3年度から新たに取組を始めた制度であり、制度を取り扱っている業者に支払う手数料を計上している。全国から楽器の寄附申出をいただいたものを査定し、どの学校にという寄附者の思いも尊重しながら採納しているが、去年は6件の寄附申出があり、ありがたく頂戴して各学校で使ってもらっている状況である。今年度については現時点では実績がない状況だが、現在3件の寄附申出があり、査定中となっている。

新 司 委 員 知り合いが精華南中学校にピアノを寄附されたことがあり、それはふるさと納税の制度を利用された訳ではないとのことだったが、そういったお気持ちのある町民の方からの寄附が増えていけば良いなと思っている。

学校教育課長 この楽器寄附ふるさと納税制度は全国的な形でやられているもので、去年は北海道にお住まいの方からの申出もあったと記憶しているが、それとは別に、広報誌等でも寄附採納の紹介をさせていただく中で、直接教育委員会や学校に町民の皆様から楽器の寄附申出を受けて、採納させていただいているケースも何件かある。これまでに電子ピアノや琴など、家庭で眠る使われていない楽器を、状態によってはお受けできないものもあるが、学校の先生と一緒に伺いして楽器の状態を確認させていただく中で、学校のほうでぜひお受けしたいという声があったときに頂戴するという形をとっている。

川 村 教 育 長 先ほど二十歳のつどいに関して松下委員からもご意見があったが、もう少し説明させていただきたい。まず、「二十歳は慣習的に大人の仲間入りをする区切りである」という表記については、ずっと長く法律上は二十歳が成人年齢であ

り、国民の間に根づいた慣習的に大人の仲間入りをする、その区切りという考え方が定着しており、法律では18歳になったが、そういう節目意識はまだ社会の中にある。対象を18歳に移せたら良かったのだが、現時点では難しいということで、従来どおりの開催にするという判断であったと思う。二十歳が節目だという意識が大きく残っており、もちろん法律上の成人年齢は18歳なので、二十歳で実施するということである以上は、その式典をするときに、18歳になったときにできなかった、大人としての自覚を高めるお祝いの式典として実施することが望ましいであろうという判断であった。しかし、今後もずっとこのまま二十歳でやり続けるのが適当かということは十分検討していかなければならないので、全国的な動向を見ながら、また、松下委員がおっしゃったような時期をずらしての実施ということも一つの選択肢として、検討、研究しなければならないかなと思う。

松下委員　やはり、我々国民が何歳からは大人であるという認識を持つことが大事で、つまり、18歳になったら大人である、と発信していかなければ、法律は変わっているのにいつまでもたっても二十歳からが大人であるという意識が変わらないと思うので、まず我々が認識を変えていかなければならないと思う。

川村教育長　それはおっしゃるとおりで、法律が18歳になった以上、18歳で大人の自覚をさせるということを、啓発的な意味でもやっていかなければならないと思う。

議案第4号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
一部改正について

教育部長　【提案説明】

教育委員会委員の報酬を改定するため、条例別表中の9の項目、教育委員会委員の報酬額について、年額で17万円を年額で24万円に改定するもの。

今回の条例の一部改正に当たり、調査、検討した内容について説明させていただく。

まず、教育委員会の活動状況について、毎月開催される定例会議や随時開催される臨時会議をはじめ、研修会や学校訪問、各種行事への参加、さらに、教育委員としての見識を深めるための情報収集や調査研究などの活動も含めて、およそ年間100時間を超える活動実績があるものと推定している。

次に、教育職員給与との参考比較について、教育委員と関連性の高い教員の給与と勤務1時間当たりの金額で比較を行ったところ、小・中学校の校長の4割弱で、かつ、初任者教員の給与水準をも下回る結果であった。

次に、他自治体との比較について、本町と人口規模や産業構造が似通っている類似団体の町村のうち、京都府、大阪府、奈良県にある9団体で報酬金額を比較したところ、本町が最も低い水準であった。

また、京都府内の町村との比較では、本町と同じ分類となる類似団体はないため、人口規模は少ないが産業構造が同様の大山崎町、そして、府内町村の平均と比較した。

これらの調査結果を踏まえて検討した結果、令和5年度から年額で24万円に改定することが妥当であると判断したものである。

なお、この改定内容については、参考までに第三者意見として、本町の特別職報酬等審議会の委員の皆様にご個別に意見聴取をさせていただいたところ、委員のお一人から、財政が厳しいこのご時世に増額改定することはいかかなものかとの意見もいただいたが、他の4名の委員からは妥当な改定内容である旨の意見を頂戴している。また、今回の報酬金額の改定に当たり、去る1月19日及び2月16日の2回にわたり、議会の所管委員会に行政報告を行い、その際に、議員からは、近隣町村との比較よりも活動内容や実績から報酬金額を定めるべきであるとの意見、また、市と町村で活動内容に差があるものではないため、近隣市の報酬金額も参考とするべきで

あるとの意見、そして、定期的に活動内容を確認し、それに合わせて報酬金額の見直しをするべきであるとの意見、これらの意見を頂戴しており、教育委員会事務局としても、今後は、おおむね委員の任期である4年ごと、4年に一回程度、活動内容の確認と報酬金額の検討を行っていきたいと考えている。

最後に、同改正条例は令和5年4月1日から施行するものである。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第5号 精華町立中学校給食用食器等の取得について

教 育 部 長 【提案説明】

精華町立中学校給食用食器として汁わん、飯わん、大皿、小皿と食器を乗せるトレーの5種類の食器と、その食器類を収納する籠とスプーン及びスプーン通しを購入するもの。

同取得については、令和5年1月10日の公告、2月3日の開札により、契約金額、仮契約先、仮契約の相手先が決定した。

契約金額は833万80円、契約相手方は株式会社中西製作所京都営業所所長、葛山智之である。

入札参加申請業者は、落札者を含めて3者で、抽せん決定はなかった。

本議案は、3月1日から開会となる精華町議会定例会3月会議に提出し、議会の議決を求める予定としている。

松 下 委 員 災害が起こったときは、この中学校が使う食器を利用するのか。それとも全く別のものを使うのか。

また、いわゆるカトラリーの中で、例えばお箸は小学校と同様に自分のものを持参する形とするのか。

学校教育課担当課長 (学校給食担当) まず、災害時の避難食の食器については、まだ少し想定がはっきりしていないところではある。今回の購入については、平時の中学校給食で利用するための食器に限定したもの

である。

次に、お箸についてだが、現在の運用の考えでは、小学校給食と同様、お箸は生徒に持参してもらう形で考えている。

高岡委員 食器籠は40個となっているが、その決定の根拠と、その1籠に汁わんが何個ぐらい入る大きさかを知りたい。

学校教育課担当課長
(学校給食担当) それぞれの食器ごとに各40個を購入する予定であり、これは、各中学校のクラス数と、その他の必要数に応じて購入する予定としている。クラスの人数に必要な約40人分の食器が収納できる籠を予定している。

教育部長 一番最初の災害時の食器の関係だが、今回調達するのは、先ほど担当課長が申し上げたとおり、中学校給食で使う食器なので、この食器を災害時に利用するというのではなく、災害時には食器を洗浄して衛生状況を保つということが難しい状況になると想定されるので、できるだけ食器が要らない食事や、使い捨ての食器などが災害時の計画の中では想定されているのではないかと考えている。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第6号 精華町立中学校給食用食缶等の取得について

教育部長 【提案説明】

防災食育センターで調理した給食を中学校各校に運搬するための食缶として、飯食缶、汁食缶、焼き物揚げ物食缶、あえ物食缶、4種類の食缶と配膳用のパン箱の購入を行うもの。

同取得については、令和5年1月26日の公告、2月9日の開札により、契約金額、仮契約の相手が決定した。

契約金額は721万6,000円、契約相手方は三和厨房株式会社京都営業所所長、高橋義之である。

入札参加申請業者は、落札者を含めて3者で、抽せん決定はなかった。

本議案についても、先ほどの第5号議案と同じく、3月1日から開会となる精華町議会定例会3月会議に提出し、議会

の議決を求める予定としている。

松下委員 献立について、現在想定している米飯とパンの比率が分かれば教えてほしい。

もう一点、取得するパン箱は、業者がそのパン箱に入れて持ってきてくれるのか、それとも、センターで学校、学級ごとに分けて入れるものなのか。

学校教育課担当課長 (学校給食担当) 米飯とパン食の比率については、現在、小学校給食のほうで、例えば第1週目は3回、第2週目は4回といった形で、平均して3.5日の米飯の給食を実施している。中学校でも小学校と統一の献立で計画しているので、この比率での実施を予定している。

また、パンの納入については、一旦このパン箱は防災食育センターに納入してもらい、洗浄等の準備ができれば各中学校の配膳室に設置し、中学校の配膳室に納入されたパンを配膳員がパン箱に分けて、各クラスに配膳するという形で実施予定である。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 協議事項

令和5年度精華町学校教育・社会教育指導の重点について

【提案説明】

総括指導主事 前回と大きく変更している点が1点ある。「1 学校経営の基本事項」の中で、令和4年度は「新型コロナウイルス感染症対策として」という(3)があったが、令和5年度では削除し、以下の項について番号を繰り上げている。理由としては、この2か月の間に国の新型コロナウイルスに対する対応も変わってきて、また、4月1日以降も新しい学校での生活に対しての方向性が出ると報道されていることから、「1 学校経営の基本事項」は各校で令和5年度に取り組む最重点課題となるのでこれを削除したもの。ただし、新型コロナウイルス関係について触れているところは他にもあり、「2

未来を生き抜く子どもの育成」の（９）にある「新型コロナウイルス感染防止のための正しい保健衛生知識、新しい生活様式に基づく指導を徹底するとともに、当該感染症に起因する様々な悩みやストレスについてのケアに努める」という部分については、引き続き新しい生活様式に基づく指導も必要であり、新型コロナウイルス感染症に起因する悩みやストレスもまだ解消するわけではないので、そのまま残している。

続いて、前回、「２ 未来を生き抜く子どもの育成」の「（４）心の教育、道徳教育の推進」の中で、道徳の諸様相について序列があるように読めるのではないかというご指摘をいただいたため、もう一度学習指導要領を確認し、道徳についての見識を有する方に相談し、検討した結果、やはり学習指導要領の中で、諸様相については序列があるものではないということがただし書で書かれている以上、序列があるような書きぶりは避けるべきではないかという考えから、序列のない、並列の書き方となるよう、「道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度を育てる」と改めている。

また、訂正箇所ではないが、オンライン教育、オンライン授業と評価との関係を質問いただいていた件については、文部科学省のオンライン教育に関するQ&Aで確かめたところ、オンライン授業で行った内容については評価の対象にするということになっている。その評価も積み重ねていって評定につながるものと捉えている。

生涯学習課長 続いて、社会教育指導の重点について、前回から変更した箇所を説明させていただく。

前回の教育委員会会議の後に、２月１４日に社会教育委員会会議を開催し、この社会教育指導の重点を見ていただいた中で、ご意見をいただいた箇所が２か所あった。

まず、冒頭の「はじめに」の中で、前回、「人がつながる地域づくり」という文言を追加したと説明させてもらったところだが、さらに、「世代をこえて」という一言を加えたほうが良いのではないかというご意見をいただいたので、これ

を追加し、「世代をこえて人がつながる地域づくりと住民の自発性・自主性を尊重した学習活動を支援することを柱」とさせていただいた。

そして、「5 教育の質を高める環境の整備」の「(3) 文化講座の充実」の中で、「豊かな知識と経験を生かすことのできる文化活動」を「豊かな知識を生かし、次世代につながる文化活動」と改め、次世代につなげるということを強調すれば良いのではないかというご意見をいただいたので、その文言を追加した。

松 下 委 員 私も、オンラインの評価については社会が変化し、学校も家庭も変化していく中で、評価そのものが旧来と同じということでは決してないだろうと思っていたので、先ほどの説明で理解をした。オンラインで授業を受ければ、やはりそれも指導の一つとして学校が評価していくということで、その評価は全体の評価にもつながると良いと思う。ただ、先日、教育局と話をする機会があり、同じ質問をしてみたところ認識が異なり、評価はできるかも知れないが、評定等はテストを受けないとできないという回答だった。評価をして、評定をしていくという、その問題をどう捉えていくのかが、今後の課題にもなってくるのではと感じる。

総括指導主事 文部科学省のQ & Aの中にも、臨時休業や出席停止等によるやむを得ない理由での欠席児童生徒の自宅等における学習の内容を学習評価に反映して良いかという質問があるのだが、その中で、その学習の状況や成果は、学校における学習評価に反映することができるかとされている。ただし、その確認が必要であるということは加えてあり、具体的な自宅等での学習の状況及び成果の把握をプリントやレポート、学校における学習状況で確認しなければならないということと、また、教師による確認の手段の中にはテストも含まれるかもしれないが、そのような形で学習したことについては評価に反映することができるかとされている。

過去、2か月間の長期にわたって学校が休業になったとき

も、そのときに出した課題について評価に加えるようにということも出ていたので、直接対面していなくても、それらについては、確認した上で評価に反映することができるかと捉えている。

松下委員 絶対にテストを受けないと評価、評定できないということではないということで、理解した。

高岡委員 先ほどの社会教育指導の重点の「(3)文化講座の充実」中の「生かし、次世代につながる文化活動や」という文言だが、これは、次世代に引き継いでいける文化活動なのか、次世代と共に広めていく文化活動なのか、「つながる」と「つなげる」の言葉の違いで意味が変わってくると思うが、ここを「つながる」にした理由は何か。引き継ぎ、つなげていけるような文化活動という意味の「つなげる」のほうが良いかもしれないと個人的には思うのだが。

教育部長 社会教育指導の重点の「はじめに」の冒頭のところで「世代をこえて人がつながる」とあり、ここで「つながる」を選択しているのは、この「つながる」との関連ではないかと思う。

総括指導主事 「つながる」も「つなげる」も、品詞は動詞で一緒だが、他動詞と自動詞の違いがあり、「つなげる」は他動詞で、誰々がつなげるという言葉が要るのだが、「つながる」は自動詞で、自然につながるということで、意味合いが少し違う。「つなげる」であれば、主語が誰になるかということが出てくる。

高岡委員 主語は高齢者で、高齢者の人が生き生き生活するために、習ったことを次の人にもつなげるように、そのための社会活動とか、参画の取組に関わってくるということではと思った。

川村教育長 それでは、この点については、次回議決を行うので、それまでに研究することとしたい。

松下委員 同和教育、人権教育の関係だが、前回も発言したように、京都府の振興計画や法務省関係の資料などは、確かに「同

和教育（部落差別）」という表記で統一されている。ただ、令和4年度の京都府の学校教育と社会教育の指導の重点にはその文言は入っていないので、令和5年度の京都府の指導の重点もその文言を使って表記をするのかというところが少し気になる。冒頭に言ったように、文部科学省、京都府教育委員会と精華町教育委員会はやはり一体になってやっていくというのが一つの方針でもあるし、少しその辺りが気になる。もし仮に、京都府の指導の重点とは違うが、町としてはそう表記するのだということであれば、現場としては、これを見たときに、去年からの変更点として、町として特に新たなことを取り組んでいく必要があると認識すると思うので、そこは少し整理してほしい。私は、基本的には京都府の指導の重点の表記に合わせるのが良いと思う。

川村教育長 「同和問題」と「同和問題（部落差別）」とは、私の認識としては同じである。

松下委員 その点を言っているのではなく、京都府の指導の重点と違う表記を敢えてするということは、その部分について、今年度よりもバージョンアップした同和問題学習を実施していく必要が生じると私は思う。

川村教育長 私としては、京都府の指導の重点がどのような表記になるとしても、町の指導の重点にはこれを追記すべきだろうと思う。結局、同和問題とは何かということをも明確化していかなければならないということが、本質としてあるはず。

松下委員 私も個人的にはそう思う。しかし、それを公教育としての精華町立小・中学校にそこまでやっていくのかという点に気になる。

川村教育長 であれば、松下委員と私は同じ思いなので、京都府の教育委員会がどのような方針を持っているかは確認するが、精華町としてはこれでいくということで、私は良いのではないかと考えている。では、もう一度この点は来月の会議で議論させていただく。

これまで細部にわたって非常に活発な議論をしていただき感謝申し上げます。本日もご意見いただいた点を踏まえて、再度、事務局で説明の仕方も含めて必要な修正を行い、次回、3月の教育委員会に議案として提案させてもらうので、よろしくお願ひしたい。

(6) 事務局からの諸報告

教育部長 1 令和5年度施政方針の概要について

まず、最初の項目では、町長の3点の基本認識がまとめられている。1つ目は、厳しさを増す国際情勢について、2つ目は、急速に少子化が進む日本について、3つ目は、未来の学研都市精華町について、である。

また、基本方針が4点にまとめられているが、特に教育委員会に関連する内容については、「③未来をひらく教育と文化のまちづくり方針」として記述されている。

まず、町長の選挙公約の一丁目一番地である中学校給食を、令和5年度の2学期から安全で安心なおいしい給食として提供するという事、また、急激な物価高騰に伴い、値上げが迫られている小学校給食については、給食費を据え置き、保護者負担の軽減を図ること。

また、学校トイレの洋式化やICT教育の充実、支援体制の強化、中学校の部活動の地域移行の取組を進めることとしており、補足すると、現在、次の課題として、対応済みの川西小学校と精華中学校を除く6つの小・中学校のトイレの洋式化を令和3年度から2校ずつ、令和8年度までに完了させる計画で進めている。

また、ICT教育の充実のため、教員への支援体制の強化として従事者を2名から3名に増やすという予算を要求しているが、予算だけでなく、人の確保が難しい面もあるので、オンライン会議や電子メールで教職員の相談を受けるなど、問題解決、支援の新たな仕組みも検討しているところである。

次に、総合教育会議を通じて、教育委員会と連携し、悩みや課題を抱える児童生徒一人一人に寄り添った教育の実現を目指し、いじめ防止対策や特別支援教育の推進を図るなど、子どもを守るまちにふさわしい教育のまちづくりを進めることとしている。

一方、生涯にわたる主体的な学習活動を支援するため、利用者の満足度の高い図書館サービスの提供とともに、町内の文化・スポーツ振興の拠点施設であるむくのきセンターの施設や設備の改修に取り組み、安全で快適な施設の利用環境整備に努める。

また、文化財の保存と活用に向けた地域計画策定に取り組むとともに、デジタルミュージアムの運営などにより、郷土の歴史の伝承と普及に努める。

人権の分野では、精華町人権啓発推進委員会や山城地域の市町村と連携し、一人一人の尊厳と人権が尊重され、多様性を認め合うことができる社会の実現に向けて、人権教育・啓発推進計画に基づいた施策を展開する。

これらの予算を獲得できたのは、12月の総合教育会議で教育委員の皆さんから令和5年度の予算編成に当たり、様々な要望事項を直接、杉浦町長に伝えていただいたことが町長の心に強く響いた結果ではないかと考えている。

令和5年度の教育委員会関係の予算については、防災食育センターの建設事業が完了することから、教育費全体で15億1,539万円と昨年度より3億6,110万円、19.2%の減少となっているが、代わりに防災食育センターの管理運営事業などの経費が新規計上されている。また、一般会計全体での予算規模は152億6,000万円で、令和4年度と比較すると6億8,000万円、率にして4.7%の増加ということで、大きな伸びの予算規模となっている。

いずれにしても、精華町の財政状況はとても厳しいが、杉浦町長はじめ町長部局のご理解により、教育予算につい

て最大限の配慮をいただいたのではないかと考えている。今後は、3月1日から開催される議会定例会3月会議で予算案が審議され、可決いただいたら、令和5年度の予算執行について、精いっぱい事業の推進に取り組みたいと考えている。

教 育 部 長 2 卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について

文部科学省は、2月10日に卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について通知を出している。

1月27日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、1つ目は、5月8日から現在の2類感染症から5類感染症へ引き下げるという方針、2つ目は、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するという、これまでの取扱いを改め、一律のルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるということを基本として検討することなどが示された。

また、学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和5年4月1日から適用するということでされており、令和5年3月31日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおりの衛生管理マニュアルに沿った対応を踏まえつつ、メリハリのあるマスク着用が求められている。

卒業式におけるマスクの取扱い等についてということで、卒業式だけは特別なルールということを示されているのだが、基本的な考え方として2点あり、1点目は、児童生徒及び教職員は入退場、式辞、祝辞等、卒業証書授与、送辞、答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とすること、また2点目は、来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で参加人数の制限は不要とすること、とされている。

る。

次に、2月14日に京都府教育委員会から示された補足説明だが、文部科学省通知の趣旨を踏まえるとともに、当該補足事項にも留意の上、必要な検討、取組を求めるという内容であり、文部科学省通知を詳細に補足している部分と、少しトーンが異なる部分もある。

生徒への対応については、マスクを外すことが基本となっているが、入試時期を控えていることや、基礎疾患があるなど、様々な事情により感染不安等のため、式典中もマスク着用を希望する児童生徒がいるということであれば、外すことが基本という解釈だが、外さなければならないというわけではないため、くれぐれもマスクを外すという指示をすることがないよう十分に留意することとされている。

教職員の対応については、マスクを外すことが基本となっているが、式典会場の状況等により、教職員にはマスクの着用を求めるという対応はあり得るとのこと。そして、来賓及び保護者等への対応については、マスク着用を求めること。また、児童生徒及び教職員のマスクの取扱いについては、教育的意義を考慮したものであるということが文部科学省通知にも明記されているためであって、在校生が参列する場合はマスクを着用させること。また、このマスクの取扱いについては、卒業式の式典中に限る対応であるということに留意すること、以上が挙げられており、先ほど申し上げたとおり、3月31日まではこれまでの対応に準じた形になる。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

1月の問題事象は1件。

不登校は16人。

(2) 中学校

1月の問題事象はゼロ件。

不登校は50人。

総括指導主事 2 問題事象の月別発生件数について

小学校は累計2件、中学校は累計8件となった。昨年度と比較して中学校は少ない状況である。指導の充実とともに、未然の防止に努めてまいりたい。

長期欠席については、令和3年度と各月で比べると、小学校は増えてきている状況で、中学校も特に夏以降に増えてきている状況である。

体調の不良を訴えての欠席であり、本人や保護者と家庭訪問等で連絡を取り、状況は把握できている。引き続き、家庭と連絡を取りながら取り組んでいきたい。

総括指導主事 3 重災害事故報告について

1月の報告は3件。そのうち1件は骨折の事象で、他2件は大事には至らない事象だった。

学校教育課長 1 皆出席に対する表彰制度について

現在、精華町では、小・中学校の義務教育9年間を通じて皆出席、いわゆる皆勤賞だが、これに対する表彰制度があり、この制度をこの間の状況、情勢を踏まえて、今年度で廃止する方向で検討している。現状、山城教育局管内では、この制度を現在も継続している自治体が、本町と宇治田原町の2町のみという状況で、そもそもずっと以前に廃止等しているか、または、制度自体がないところがほとんどである。この間、コロナ禍の影響もあり、いろいろな形での不登校の児童生徒が増えている状況も踏まえて、出席することが全てではないということもあり、今の時代に合わない制度になっているのではと考えられるので、廃止が確定しているわけではないが、その方向で進めていきたいと考えているので、あらかじめ報告させていただく。

生涯学習課長 1 行事の実施予定等について

1 点目、精華町少年少女合唱団の定期演奏会・卒団式を3月26日の日曜日に行う。この2、3年は定期演奏会も中止していたが、今年については、定期演奏会を開催する方向で調整している。これまでご家族の方などに十分観ていただく機会がなかったのが、今年については、ご家族、友人、関係者を中心にとっており、一般に広くチラシを配布するところまではしていないが、入場制限はかけずに実施したいと考えている。

2 点目、精華町民文化賞、スポーツ賞の表彰式について、2月20日に選考委員会が行われ、町民文化賞と町民スポーツ賞が選考された。表彰式については3月30日、町立図書館の集会室で行う。文化賞についてはジュニア文化賞が4件、そして町民スポーツ賞についてはスポーツ賞が2件とジュニアスポーツ賞が4件ということで選考されている。表彰式には選考委員として松下委員に出席いただく。

(7) 後援関係

1月から2月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数6件、学校教育課関係はなし、生涯学習課関係が5件で、社会教育係の担当が5件、社会体育係の担当が1件となっている。

(8) 3月の行事予定

主なものを紹介させていただくと、3月14日に町内中学校、3月20日は町内小学校において令和4年度の卒業式が開催される。また、小・中学校の修了式は3月24日で、翌日から春休み期間に入る。

そして、先ほど生涯学習課長から報告があったとおり、3月26日には少年少女合唱団の定期演奏会と卒団式、また、3月30日には精華町民文化賞・スポーツ賞表彰式を開催予定としている。

(9) 閉会

教育長が第2回教育委員会の閉会を宣言。